

議案第20号

羽生市附属機関設置条例の一部を改正する条例

羽生市附属機関設置条例（令和2年条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第2条、第3条関係）				別表（第2条、第3条関係）			
執行機関	附属機関	担任事項	委員の定数	執行機関	附属機関	担任事項	委員の定数
市長	(略)	(略)	(略)	市長	(略)	(略)	(略)
教育委員会	羽生市立学校適正規模審議会～放課後子ども教室運営委員会	(略)	(略)	教育委員会	羽生市立学校適正規模審議会～放課後子ども教室運営委員会	(略)	(略)
	<b>文化芸術振興審議会</b>	<b>文化芸術の振興についての調査及び審議</b>	<b>10人以内</b>				
	宝蔵寺沼ムジナモ自生地植生回復に関する保存検討委員会	(略)	(略)		宝蔵寺沼ムジナモ自生地植生回復に関する保存検討委員会	(略)	(略)
	<b>羽生市永明寺古墳魅力づくり審議</b>	<b>永明寺古墳の保存、管理、活用等</b>	<b>10人以内</b>				

会	に係る助言 及び史跡永 明寺古墳保 存活用計画 等に関する 審議								
備考 (略)		備考 (略)							

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(羽生市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 羽生市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第32号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
別表(第1条関係)				別表(第1条関係)			
職名	区分	報酬の額	旅費の額	職名	区分	報酬の額	旅費の額
教育委員会～羽生市学校給食センター運営協議会委員	(略)	(略)	(略)	教育委員会～羽生市学校給食センター運営協議会委員	(略)	(略)	(略)
<b>放課後子ども教室運営委員会委員</b>	日額	<b>6,700</b>	<b>円</b>	<b>放課後子ども教室運営委員会委員</b>	日額	<b>6,700</b>	<b>円</b>
文化芸術振興審	日額	6,700					

議会委員			円				
宝蔵寺沼 ムジナモ 自生地植 生回復に 関する保 存検討委 員会	識見者 として 選任さ れた委 員 その他 の委員	日額	12,900 円		宝蔵寺沼 ムジナモ 自生地植 生回復に 関する保 存検討委 員会	識見者 として 選任さ れた委 員 その他 の委員	日額 12,900 円 6,700 円
羽生市永 明寺古墳 魅力づく り審議会	識見者 として 選任さ れた委 員 その他 の委員	日額	12,900 円				
			6,700 円				6,700 円
備考 (略)				備考 (略)			

令和3年2月24日提出

埼玉県羽生市長 河田 晃 明